

## 令和2年度 東京都暑熱対応設備整備費助成金交付要綱

(制定) 令和2年2月3日付 31 環地環第 222 号

### (目的)

第1条 この要綱は、令和2年度東京都暑熱対応設備整備費助成事業実施要綱（令和2年1月14日 31 環地環第 215 号。以下「実施要綱」という。）第5の3の規定に基づき、東京都内（以下「都内」という。）において暑熱環境の緩和を図るため、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する令和2年度東京都暑熱対応設備整備費助成事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱で使用する用語の例による。

### (助成対象設備等)

第3条 助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、暑熱対応設備（区市町村道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道をいい、特別区道を含む。）に整備する環境性能舗装を除く。以下同じ。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 人が自由に入出りできる場所又は公共交通機関の利用者の用に供する都内の施設若しくは空間において、暑熱環境を緩和する効果を有するものであること。
- 二 人が通行し、休憩し、又はとどまる際の暑熱を緩和することを主な目的とするものであること。
- 三 第5条第3項の規定による助成金交付決定通知を受けた日から令和3年3月15日までの間に新たに整備されるものであること。

2 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、都内において助成対象設備を整備する事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する、都内の区市町村、法人若しくは個人の事業者又はこれらの者と助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者であって、次に掲げるものを除いたものとする。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当す

る者があるもの

四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの

五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

3 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費として別表第1に掲げるものとする。ただし、助成対象経費に助成対象者が自ら調達し、又は関係会社から調達した分（工事に係る経費を含む。）がある場合にあっては、別表第2の左欄に掲げる場合に応じて当該右欄に定める方法により助成対象者の利益等を排除した経費とする。

4 助成金の交付額は、助成対象設備を設置する場所ごとに、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの助成金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該助成金の額を控除した額）とし、5,000,000円を上限額とする。

なお、算出した助成金の交付額に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 助成金の令和2年度の予算額は、80,000,000円とし、予算額の範囲内で本事業を実施するものとする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める日以降に、助成金交付申請書（別記第1号様式）に公社が別に指定する書類を添えて、公社へ提出するものとする。

（助成金の交付決定及び通知）

第5条 公社は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容を適当と認めるときは、前条に規定する助成金交付申請書を受理した順に都の予算の範囲内で助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 公社は、第1項の決定に当たって、本事業の目的の達成のために必要な条件を付すことができる。

なお、前条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）がリース事業者である場合は、当該申請者がリース等を行う助成対象設備のリース等の使用料又は代金について、助成金の交付額相当分を値下げすることを条件として付すものとする。

3 公社は、第1項の決定において、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

4 公社は、助成金の不交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

5 公社は、第1項の決定に当たり、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(調査等)

第6条 公社は、助成対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の規定により助成金交付決定通知を受けて助成対象事業を行う者（以下「助成事業者」という。）に対し、助成対象事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は助成事業者の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(助成対象事業の変更等の承認申請)

第7条 助成事業者は、第5条第3項の規定による助成金交付決定通知を受けた後、助成対象事業の内容を変更しようとするとき、助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき又は助成対象事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、助成対象事業(変更、中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を公社へ提出し、その承認を受けなければならない。

なお、助成金の額の増額変更は認めない。

(助成対象事業の変更等の承認及び通知)

第8条 公社は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認するものとする。

2 第5条第2項の規定は、第1項の規定による承認について準用する。この場合において、「第1項の決定」は「第8条第1項の承認」と、「前条の規定」は「第4条の規定」と読み替えるものとする。

3 公社は、第1項の承認をしたときは、助成対象事業(変更、中止・廃止)承認通知書(別記第4号様式)により、前条の申請をした助成事業者へ通知するものとする。

4 公社は、第1項の承認に当たり、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第9条 助成事業者は、住所、名称、代表者氏名及び登録印を変更した場合は、速やかに書面により公社に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 助成事業者は、第5条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ公社の承認を得た場合はこの限りでない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第 11 条 助成事業者は、助成対象事業が完了したとき又は第 8 条第 1 項の規定により助成対象事業の廃止が承認されたときは、速やかに助成対象事業実績報告書（別記第 5 号様式。以下「実績報告書」という。）に公社が別に指定する書類を添えて、公社へ提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の実績報告書について、遅くとも令和 3 年 3 月 22 日までに公社に提出するものとする。

3 公社は、必要に応じて、助成事業者に対し、暑熱対応設備の利用状況などの助成対象事業の成果に関する報告を求めることができる。

(助成金の額の確定)

第 12 条 公社は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金確定額通知書（別記第 6 号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付及び請求)

第 13 条 助成金の交付は、前条の規定による助成金の額の確定後に行うものとする。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けるため、前条による助成金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書（別記第 7 号様式）を公社に提出しなければならない。

3 公社は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を支出するものとする。

4 助成事業者は、第 2 項の請求書について、遅くとも令和 3 年 5 月 31 日までに公社に提出するものとする。

(決定の取消し等)

第 14 条 公社は、第 5 条第 1 項の規定による助成金の交付の決定の後、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 助成対象事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為を行ったとき。

二 助成金を他の用途に使用したとき。

三 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。

四 予定の期間内に助成対象事業に着手せず、又は完了しないとき。

五 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。

六 その他助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

- 2 前項の規定は、助成金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、助成事業者が第1項第1号、第2号又は第5号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

#### (助成金の返還)

第15条 公社は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、助成事業者はこの返還に応じる義務を負う。

#### (違約加算金及び延滞金)

第16条 公社は、第14条第1項の規定による取消しをした場合において、前条第1項の規定による助成金の返還を命じたときは、当該助成事業者に対し当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）の納付を命ずるものとする。

- 2 公社が助成事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、公社は、当該助成事業者に対し納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）の納付を命ずるものとする。

#### (違約加算金及び延滞金の計算)

第17条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (財産処分の制限)

第18条 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

- 2 助成事業者は、取得財産等の処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。ただし、助成対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- 3 助成事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第8号様式）を公社へ提出しなければならない。
- 4 公社は、第2項の承認をしようとするときは、前項の規定による申請書の提出を受けた後、速やかに財産処分承認書（別記第9号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 6 助成事業者は、第2項の規定による承認を受けて取得財産等の処分を行う場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入がない又はその収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額又は助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2により算出した助成金相当額のいずれか高い額を都に納付するものとする。

#### （帳簿の保存）

第19条 助成事業者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、助成対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

#### （個人情報の取扱い）

第20条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

#### （その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定めるところによる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本要綱において公社が行うこととされている各手続き等については、都が行うものとする。

#### 附 則（令和2年2月3日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 1 区分 | 2 費目  | 3 細分             | 4 内容   |
|------|-------|------------------|--|
| 工事費  | 本工事費  | (直接工事費)<br>材料費   | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。                                  |
|      |       | 労務費              | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省及び国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。  |
|      |       | 直接経費             | 事業を行うために直接必要とする経費であって、次の費用をいう。<br>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)<br>②水道、光熱及び電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)<br>③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。)) |
|      |       | (間接工事費)<br>共通仮設費 | 次の費用をいう。<br>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用<br>②準備、後片付け、整地等に要する費用<br>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用<br>④技術管理に要する費用<br>⑤交通の管理及び安全施設に要する費用                                 |
|      |       | 現場管理費            | 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に算定する。   |
|      |       | 一般管理費            | 請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいい、類似の事業を参考に算定する。   |
|      |       | 付帯工事費            |  |
|      | 機械器具費 |                  | 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製   |

|     |         |  |   |
|-----|---------|--|---|
|     | 測量及び試験費 |  | 作に要する経費をいう。<br><br>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験（以下この費目において「調査等」という。）に要する経費（助成事業者が直接調査等を行う場合にあつては調査等に要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用、請負又は委託により調査等を行う場合にあつてはその請負費又は委託料の費用）をいう。 |
| 設備費 | 設備費     |  | 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。   |

別表第2（第3条関係）

|   |   |
|---|---|
| 一 助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分がある場合  | 当該調達品の製造原価をもって助成対象経費として計上する。  |
| 二 助成対象経費に助成対象者と100%同一の資本に属する関係会社からの調達分がある場合   | 当該関係会社との間の当該調達品の取引価格が当該調達品の製造原価以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難しい場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。                      |
| 三 助成対象経費に助成対象者の関係会社からの調達分がある場合（二の項に掲げる場合を除く。）   | 当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、製造原価並びに当該調達品に係る販売費及び一般管理費の合計以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難しい場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。 |
| 備考  |   |
| <p>一 この表において「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社をいう。</p> <p>二 二の項及び三の項に掲げる場合において、当該取引価格が、当該関係会社を含む3社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であったときは、この限りでない。</p> |   |